

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2020年7月1日現在

1. 商品名	・後見支援預金								
2. ご利用いただける方	・成年（未成年）後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の新規契約に係る「指示書」の交付を受けた方								
3. 対象となる預金	・普通預金（総合口座、決済用預金は含まない）								
4. 取扱店	<p>・全店（出張所・代理店・ネット支店を除く）</p> <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示書に基づく取り引きは、口座開設店の窓口のみ取り扱います。 ・すでに成年後見制度の利用口座取り引きがある場合は、同一店舗による取り引きとさせていただきます。 								
5. 期間	・期間の定めはありません。								
6. 預入									
（1）口座開設	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（契約締結）」に基づき口座開設いただけます。								
（2）預入方法	<p>・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（追加預入）」に基づきお預け入れいただけます。</p> <p>※お預け入れの都度、「指示書（追加預入）」のご提出が必要となります。</p>								
（3）預入金額	・1円以上								
（4）預入単位	・1円単位								
7. 払戻方法	<p>・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（払戻し）」に基づき払い戻しいただけます。</p> <p>※払い戻しの都度、「指示書（払戻し）」のご提出が必要となります。</p>								
8. 利息									
（1）適用金利	・毎日の店頭表示の金利を適用いたします（金利情勢により変動します）。								
（2）利払方法	・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。								
（3）計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。								
9. 課税	<p>・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。</p> <p>※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。</p> <p>・マル優（非課税）のご利用はできません。</p>								
10. 口座開設手数料	11,000円（税込み）								
11. 付加できる特約事項 （定期定額送金）	<p>・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、「かぎん自動振込サービス」をお申し込みいただくことで、後見支援預金から当行の成年後見制度利用の普通預金へ毎月、定額を送金できます。</p> <p>※別途、契約手数料と振込手数料が下記のとおりかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">契約手数料</td> <td style="text-align: center;">1,100円（税込み）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">振込手数料</td> <td style="text-align: center;">送金額3万円未満</td> <td style="text-align: center;">55円（税込み）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">送金額3万円以上</td> <td style="text-align: center;">110円（税込み）</td> </tr> </table> <p>詳しくは窓口へお問い合わせください。</p>	契約手数料		1,100円（税込み）	振込手数料	送金額3万円未満	55円（税込み）	送金額3万円以上	110円（税込み）
契約手数料		1,100円（税込み）							
振込手数料	送金額3万円未満	55円（税込み）							
	送金額3万円以上	110円（税込み）							

1 2. 口座の解約について	<p>下記のいずれかに該当する場合は口座開設店にて解約を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（解約）」に基づき解約する申し出があった場合。 ・口座の残高が1回の定期定額送金の金額に満たなかった場合。 ・預金者が法定後見制度の適用外となった場合。 ・預金等共通規定第9条に定める預金の解約を行う場合。 ・法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。
1 3. 中途解約時の取り扱い	—
1 4. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのお取り引きは、家庭裁判所の「指示書」に基づく取り扱いとなります。 ・後見支援預金のみのお取り引きはできません。当行に成年後見制度の届出口座が必要です。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・各種料金などの自動支払い、給与・年金・配当金などの自動受け取りはできません。 ・インターネットバンキングのご契約はできません。 ・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます) ・金利については、窓口へご照会ください。
1 5. 口座開設のお手続きに必要なもの	<p>①指示書（契約締結） ②後見人および被後見人のご本人確認書類（原本） ③後見人および被後見人のご印鑑 ④登記事項証明書（または審判書および確定証明） ⑤印鑑証明書 ⑥商業登記簿謄本（後見人が法人の場合）</p> <p>※当行にて成年後見制度をご利用されているお客さまについては、上記④～⑥の書類は不要です。 詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
1 6. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>